

障発 0209 第 3 号
令和 8 年 2 月 9 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の公布等について

本日、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 12 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 8 年 3 月 1 日より施行される。

改正省令による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「精神保健福祉法施行規則」という。）の趣旨及び内容等を下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、当該改正規定に係る具体的な運用方法等については、別途示す予定であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨及び内容

令和 6 年 8 月から運用が開始された「国家資格等情報連携・活用システム」（以下「国家資格等システム」という。）による国家資格の申請において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 18 条第 1 項に定める精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定のための申請等に係る手続は、施行日以後、準備ができ次第運用を開始する予定であり、別途通知したとおり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 368 号）により、指定医の指定に係る申請書に記載する事項を省令に委任すること等を規定した。これらを踏まえ、指定医の指定のための申請等に係る手続等について、以下のとおり改正を行うこととした。

なお、国家資格等システムにおける運用の開始日については、追って通知す

る。

- (1) 指定医の指定、指定医証の書換交付及び再交付、指定後の研修を受けなかったことにつきやむを得ない理由が存することの認定、指定辞退の届出並びに住所変更の届出の際に厚生労働大臣に提出する申請書又は届出書に記載する事項として、氏名、住所、生年月日、個人番号（国家資格等システムを活用したオンラインによる手続の場合に限る。）、連絡先、勤務先の名称及び所在地その他必要な事項を規定する。
- (2) 指定医証の書換交付及び再交付の申請の際に厚生労働大臣に提出する申請書に添える書類として、指定医証（指定医証を紛失している場合を除く。）及び指定医の写真を規定する。
- (3) 指定医の申請の日以降にその住所を変更したときに行う届出について、住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届出書を提出することとし、当該指定医本人が国家資格等システムを活用したオンラインによる手続を行う場合には、申請時に住所地の都道府県知事を経由することを要しないものとする。
- (4) 第23条第1項並びに別記様式第一及び別記様式第二について規定の適正化を行う。

2 施行期日

令和8年3月1日

○厚生労働省令第十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第二条の二、第二条の三第三項、第二条の五及び第二条の六第二項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条の三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）第二条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名、住所、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して令第二条の二の申請書の提出を行うときに限る。）、連絡先並びに医籍の登録番号及び登録年月日</p> <p>二 勤務先の名称及び所在地</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>2 令第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>3 一～六（略）</p> <p>第一条の五 令第二条の二の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名、住所、生年月日、個人番号（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して令第二条の二の三第三項の申請書の提出を行うときに限る。）及び連絡先</p> <p>二 勤務先の名称及び所在地</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>2 令第二条の二の三第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定医証（指定医証を紛失している場合を除く。）</p> <p>二 指定医の写真</p> <p>第一条の六 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名、住所、生年月日、個人番号（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して令第二条の二の五の申請書の提出を行うときに限る。）及び連絡先</p> <p>二 勤務先の名称及び所在地</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>2 令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかったことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。</p>	<p>第一条の三（新設）</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>2（新設）</p> <p>第一条の五（新設）</p> <p>令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかったことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。</p>

第一条の七 令第二条の二の六第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、住所、生年月日、個人番号（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して令第二条の二の六第二項の届出書の提出を行うときに限る。）及び連絡先
- 二 勤務先の名称及び所在地
- 三 その他必要な事項

第四条の十二（略）

- 2 指定医は、法第十八条第一項の規定による指定の日以降にその住所を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を住所地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）においては、指定都市の長。以下同じ。）を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該届出書の提出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

- 一 氏名、住所、生年月日、個人番号（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出書の提出を行うときに限る。）及び連絡先

- 二 勤務先の名称及び所在地

- 三 その他必要な事項

第二十三条 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をしようとする精神障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地。以下この条及び第三十条において同じ。）の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る精神障害者の氏名、住所、生年月日、個人番号及び連絡先

- 二（略）

- 2（略）

（新設）

第四条の十二（略）

- 2 指定医は、法第十八条第一項の申請の日以降にその住所を変更したときは、速やかに、その旨を地方厚生局長に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第二十三条 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をしようとする精神障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地。以下この条及び第三十条において同じ。）の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長。この条及び第三十条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る精神障害者の氏名、住所、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第二十六条及び第三十条において同じ。）及び連絡先

- 二（略）

- 2（略）

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第一号

(表 面)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">精神保健指定医の証</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p>勤務先</p> <p>厚生労働省</p>	<p style="text-align: center;">写真ちよう付面</p> <p>交付日</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>
--	--

(A列6番)

(裏 面)

<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第十九条の六の十六 略</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(申請等に基づき行われる指定医の診察等)</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。</p> <p>5 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>(報告徴収等)</p> <p>第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させ、若しくは当該精</p>	<p>精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>(報告徴収等)</p> <p>第四十条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第四十条の二第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。</p> <p>2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十条の五第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>(注意)</p> <p>一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p> <p>二 精神保健指定医でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。</p> <p>三 この証票の記載事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p>
--	---

(A列6番)

